

第2部

アジア主要国の核政策

中国の核政策と21世紀における国際秩序

夏立平¹

中国は核兵器不拡散条約（NPT）で公認された5つの核兵器国の一つである。冷戦期に超大国のいずれかあるいは双方から核兵器の脅威に直面するという、非常に特別かつユニークな情勢の下で、中国は原子爆弾の開発を開始した。核兵器を保有した1964年以来、中国は自国の国家安全保障戦略と防衛政策の目的に資する核政策及び核軍縮政策の形成と追求において、責任ある国家であり続けてきた。

中国の核戦略の主な特徴

現在の中国の核戦略は、次のように特徴づけることができる。

- 中国は自衛的な核戦略をとってきた²。
- 中国は自衛目的のみに少数の核兵器を保有している³。
- 中国はいつ、いかなる状況においても核兵器を先行使用しないと声明してきた。
- 中国は非核兵器国や非核兵器地帯に対する核兵器の使用、もしくは使用するとの威嚇を行わないことを無条件に声明している。
- 中国は核軍備競争に参加しておらず、国外に核兵器を配備したことは一度もない⁴。
- 中国は少数ではあるが効果的な核反撃能力を保持している。他国からの核攻撃の可能性を抑止するため、他国による中国への核攻撃は、いかなる

¹ 同済大学政治与国際関係学院院长、上海国際戦略問題研究会秘書長。

² 中華人民共和国国務院新聞弁公室「中国的国防2008」『人民日報』2009年1月21日。

³ 中華人民共和国国務院新聞弁公室「中国的国防2000」『人民日報』2000年10月17日。

⁴ 同上。

場合も中国からの報復的反撃を招くことになる⁵。

- 中国の核兵器の数量は比較的低いレベルに維持されてきており、これらの兵器の規模、体制、構成及び開発は、積極防衛という中国の軍事戦略方針に合致したものである⁶。
- 中国の核戦力は中央軍事委員会によって直接的に統制されている⁷。
- 核兵器管理について、中国はきわめて慎重で責任ある政策をとっており、厳密な規則や規制を設け、核兵器の安全性と信頼性を確保するための厳格な予防措置をとってきた⁸。
- 中国の核戦力は、他国が中国に対して核兵器を使用することへの抑止及び核兵器による反撃を主な役割としている。中国の核戦力の基本的な任務は、あらゆる核攻撃に対して中国を防衛することである。平時においては、中国の核・ミサイル兵器はいかなる国にも照準を合わせていない。しかし、中国が核の脅威にさらされた場合、中国の核・ミサイル戦力は警戒態勢に入り、敵国による中国に対する核兵器使用を抑止するために核報復攻撃の準備を行う。中国が核攻撃を受けた場合は、中国の核戦力は核ミサイルを用いて敵国に対して断固とした反撃を行う。

1990年代後半に実施された人民解放軍全体の再編プロセスにおいて、第二砲兵部隊は旧式の装備の削減と組織の一部変更、一部組織単位の統廃合を行った⁹。これらの再編の完了後、第二砲兵部隊は技術部隊の比率を増やし、その構成はさらに合理的になった¹⁰。2008年の時点で、第二砲兵部隊は短距離、中距離、長距離及び大陸間ミサイルの兵器システムを保有し、迅速な対応力と機動

⁵ 同上。

⁶ 同上。

⁷ 同上

⁸ 同上。

⁹ 同上。

¹⁰ 同上。

性のある戦闘能力を有している¹¹。

米国の研究者は、中国は「小規模であるがより精確で万能型という三本柱ベースの戦略的かつ戦術的なミサイル戦力の創出によって、人民解放軍の核戦力を近代化している」と指摘している¹²。また、『SIPRI国際年鑑1999』によれば、中国は「東風5」(DF-5/CSS-4) 20基と「東風21」(DF-21/CSS-5) 35基の中距離ミサイルを保有している¹³。ただし、これらの評価とデータは確証されたものではない。

中国の核軍縮・不拡散政策の主な特徴

1963年以来、中国は一貫して核兵器の「全面禁止と廃棄」を求め、核兵器の先行使用の暗示的あるいは明示的な威嚇に基づく核抑止政策と自国領土外の核兵器配備に公式に反対してきた。また、化学・生物兵器の禁止条約と同様の、核兵器を禁止する国際条約を繰り返し求めてきた。

中国は一貫して、国際社会は軍備管理と軍縮を推進し、以下の原則を守るべきであると言明している。1) すべての国は、国連憲章及びその他関連する国際的な法規範に定められた国際平和と安全保障に関する目的と原則に従うべきである。2) 軍縮の最終目標は、核兵器及びその他の大量破壊兵器（化学・生物兵器を含む）の全面禁止と廃棄、宇宙兵器の全面禁止、並びに現状に利する形での通常兵器の削減である。3) 大量破壊兵器の拡散防止。4) すべての国は、適切な国防力を維持し、自衛を合法と認める権利を有する。5) すべての国、とくに先進国は、機微物質、技術、軍事設備の移送を厳格に管理し、自制心をもって兵器の無責任な移送を停止すべきである。6) すべての国は、国家間において、また実際の地域情勢の観点において自発的な協議、交渉、合意の後に採択された軍備管理・軍縮措置を承認し、尊重し、支持すべきである。中

¹¹ 中華人民共和国国務院新聞弁公室「中国的国防2008」。

¹² Michael D. Swaine, “The Role of the Chinese Military in National Security Policymaking (Revised Edition),” *RAND Monograph Report* (1998), p. 38.

¹³ ス德哥尔摩国際平和研究所（中国国際問題研究所訳）『SIPRI国際年鑑1999——軍備、裁軍和国際平和』（世界知識出版社、北京、2000年）712ページ。

国は長年にわたり、国際的な軍備管理・軍縮に関する義務と責任をしかるべく分担しつつ、これらの基本原則を忠実に遵守してきた¹⁴。

中国は核軍縮・軍備管理政策において、以下の面で大きな進歩を遂げてきた。

国際核軍縮プロセスの積極的推進

中国は長らく国際的な核軍縮を強調し、支持してきた。1963年には、中国政府は核兵器の全面的、完全、無条件かつ断固とした禁止と廃棄を求める声明を発表した。核兵器を獲得した1964年10月16日に、中国政府は次のように厳粛な提案を行った。すなわち、核兵器の全面禁止と廃棄について協議する首脳会議の開催、及び核兵器国が非核兵器国や非核兵器地帯に対して、また相互に核兵器を使用しないことを誓約するよう求めたのである¹⁵。

核兵器のない世界の構築という目標を実現するための段階的な取り組みとして、中国は1994年の第49回国連総会において核軍縮プロセスに関する包括的な提案を行った。すなわち、すべての核兵器国は核兵器の先行不使用を無条件に宣言し、この趣意の条約に向けた交渉を直ちに開始すること、非核兵器地帯設置の取り組みを支援し、非核兵器国に対する核兵器の使用または使用の威嚇を行わないという保証を与えること、包括的核実験禁止条約の交渉を行い、1996年までに締結すること、主要核保有国は既存の核軍縮条約を日程通りに履行し、核兵器備蓄をさらに大幅に削減すること、兵器用核分裂性物質の生産を禁止する条約を交渉し締結すること、すべての核兵器を禁止する条約が調印され、これによりすべての核兵器国は効果的な国際監視の下での既存の核兵器備蓄の全面廃棄を誓約すること、核兵器拡散を防止しつつ、核軍縮プロセスと原子力エネルギーの平和利用における国際協力を推進することであった¹⁶。

その後、中国は核軍縮に関する見解を追加的に提示してきた。現在までの中

¹⁴ 中華人民共和国国務院新聞弁公室『中国的軍備控制与裁軍』（国務院新聞弁公室、北京、1995年）6-7ページ。

¹⁵ 『中国的軍備控制与裁軍』、26-27ページ。

¹⁶ 『中国的軍備控制与裁軍』、28-29ページ。

国の核軍縮に関する立場は、次のようになる。

- 主要な核保有国は核先行使用の方針を断念すべきである。
- 核兵器保有量の多い核兵器国は、さらに大幅に核兵器を削減すべきである¹⁷。
- すべての核兵器国は核兵器の先行不使用を誓約し、この問題に関する法的拘束力のある国際文書をできるだけ早期に締結すべきである。
- すべての核兵器国は非核兵器国または非核兵器地帯に対する核兵器の使用または核兵器による威嚇を行わないことを誓約し、この問題に関する法的拘束力のある国際文書をできるだけ早期に締結すべきである。
- 核兵器を国外に配備しているすべての国は、非核兵器地帯設置の要請を支持し、それらの地帯の立場を尊重し、関連する責任を念頭に置くことを誓約すべきである。
- 核兵器を国外に配備しているすべての国は、その核兵器を自国内に持ち帰るべきである¹⁸。
- すべての国は、戦略的な安全と安定を妨げることになる宇宙利用やミサイル防衛を目的とする兵器システムの開発及び配備を行うべきではない。
- すべての国は、核兵器の全面禁止と廃棄に関する法的拘束力のある国際文書について交渉を行い、これを締結すべきである¹⁹。

中国は、南極条約、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約、核兵器及び他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約など、一連の主要な核軍備管理に関連する国際条約に加盟している。

¹⁷ 夏立平『亜太地区軍備控制与安全』（上海人民出版社、上海、2002年）603ページ。

¹⁸ 夏立平、前掲書、604ページ。

¹⁹ 同上。

核の信頼醸成措置の確立における良好な進展

1994年9月、中ロ両国首脳は核の先行不使用や戦略核の照準解除を盛り込んだ共同声明を発表した。これは、核兵器先行不使用に関する世界初の二国間合意であった。

1998年6月に北京で行われた米中首脳会談では、両国は相互に相手方の統制下にある戦略核の照準解除に合意した。これは、米中間の核兵器に関する信頼醸成措置における初めての二国間合意である。この合意は両国の安全保障と平和に有益である。

2000年5月、中国と他の4つの核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス）は、これら5カ国が保有するすべての核兵器はいかなる国に対しても照準を向けないとの共同声明を発表した²⁰。1995年4月5日には、中国はすべての非核兵器国に対する「消極的安全保障」の無条件提供を再度表明すると同時に、これらの国々への「積極的安全保障」の提供も約束する公式声明を出した。積極的安全保障には、非核兵器国が核兵器攻撃を受けた場合、国連安全保障理事会が被害国に必要な援助を提供し、攻撃国に対し重大かつ効果的な制裁を科すための適切な措置をとれるようにするため、中国が安保理において行動を起こすことが含まれる。中国がとるこれらの立場は、核兵器を保有しない多くの国々の支持を獲得してきた。

中国及びその他の国連安保理理事国の努力により、安保理は1995年4月11日、歴史的な決議984を採択した。この決議は、中国及び他の4つの核兵器国が核兵器の脅威にさらされる非核兵器国の側に立つことを誓約したものである。

中国は核兵器国として常にそのしかるべき義務を強く主張しており、核兵器国は核兵器先行不使用を誓約すべきであると呼びかけるとともに、核兵器国間で相互に対する核兵器先行不使用に関する国際条約の交渉と締結を行うよう繰り返し提案している。1994年1月、中国は核兵器先行不使用条約の草案を米

²⁰ 「中国的国防2000」。

国、ロシア、英国、フランス及びその他の国々に正式に提示し、核兵器国5カ国による条約に関する協議を可能な限り早期に北京で開催することを提案した。

積極的な核拡散防止政策の推進

中国政府は核拡散を擁護せず、奨励せず、これに従事せず、かつ他国の核兵器開発を支援しないという政策を一貫して推進してきた。中国は核兵器廃絶プロセスの一環としての核兵器拡散防止を主張している。中国政府は、核兵器の全面禁止と廃棄という目標に至るプロセスにおいて、核拡散を防止すべきだとの立場をとっている。

中国はNPTに定める3つの主な目標を支持している。すなわち、核兵器拡散の防止、核軍縮の促進、原子力の平和利用における国際協力の推進である。1991年3月、中国は正式にNPT加盟国となった。1995年5月に行われたNPT運用検討会議において、中国政府はNPTの無期限延長決議への支持を表明した。この条約の無期限延長は核軍縮における国際協力、核拡散の防止、原子力の平和利用の推進という目標を再確認するものであり、核兵器国に対し核兵器の保有を永久に認めるものと解釈すべきではないと中国は考えている²¹。

原子力の平和利用における他国との協力にあたっては、中国政府は次の3つの原則を堅持してきた。1) すべてのプロジェクトが平和目的で利用されなければならないことを確認する。2) すべてのプロジェクトは国際原子力機関(IAEA)の保障措置による監督の下に置かれなければならない。3) 関連する物品及び技術を中国の許可なく第三者に譲渡してはならない。中国はIAEAの保障措置を受け入れていない核施設には支援を一切提供しない。また、中国はIAEAの保障措置制度はNPTの有効性を保証する取り組みの重要な要素であると考えている。中国はNPT加盟前からIAEA保護措置の適用義務を含めたIAEA憲章に定められた義務を履行していた。条約に加盟した1992年以降は、条約に基づくすべての義務を、保障措置適用におけるIAEAとの全面協力の義

²¹ 『中国的軍備控制与裁軍』、28ページ。

務を含めて厳格に履行している。平和利用のみに資する輸出、IAEA 保障措置の受け入れ、中国の同意のない第三国への再移送をしないという、原子力輸出に関する3つの原則に中国は従っている。中国政府の規制は、核物質及び設備の輸出はすべてIAEA 保障措置を受けなければならないと定めている。

中国は1985年に自らの自由意思により民間原子力施設の一部に保障措置のためIAEAを受け入れると宣言した。1987年、中国政府は核物質管理規則を發布した。また、1988年にはIAEAとの間で自発的保障措置に関する協定に署名し、この協定に基づいて保障措置を受ける施設のリストをIAEAに提出し、国内計量管理制度(SSAC)を確立した。この制度は政府当局、関連施設、及び技術支援部門がそれぞれ監督、管理、運用を行うものである。政府当局は中国とIAEA間の保障措置協定の履行を取りまとめる責任を負う。原子力施設の管理部門は、計量法の確立、協定の要件に沿った体制の記録と報告のほか、IAEA 査察官による現地査察の受け入れを担当する²²。

1991年1月、中国はIAEAを支援する目的で、非核兵器国との有効重量1キログラム以上の核物質が関与するあらゆる輸出入について継続的にIAEAに報告することを公式に宣言した。1993年7月には、核物質のあらゆる輸出入及び核設備と関連非核物質のすべての輸出について自発的にIAEAに報告することを公式に約束した。

2002年3月28日、中国政府はIAEAに対し、IAEAとの保障措置協定の追加議定書を発効させるための法的手続きを完了したことを通知し²³、同日に協定は正式に発効した。中国は5つの核兵器国の中でこの法的手続きを最初に完了した国である。

1997年5月、国務院は「我が国の核輸出政策の厳格な執行に関連する問題についての通知」を発した。これは、核物質、核設備及びその技術、核反応炉に用いられる非核物質、並びに核目的に関連する両用の設備、物質、技術を、IAEAの監督を受けていない他国の原子力施設へ輸出することを一切許可しな

²² 『中国的軍備控制与裁軍』、19-20ページ。

²³ 「我指示國際原子能機構發揮作用」『人民日報』2002年6月12日。

いとすものである。中国企業は、他国の原子力施設との協力や専門家交流、技術情報の交換を一切認められていない。

同年9月10日、国務院は「核輸出管理条例」を發布した。これには次の3点が規定されている。1) 核輸出のすべての事業は国務院によって任命された組織単位が独占するものとし、中国の他の組織単位ないし人員はこの事業の実施を一切認められない。2) すべての核輸出にはライセンス制が適用され、「核輸出管理リスト」に列挙されたすべての物品及び関連技術は許可とライセンスを申請するものとする。3) 「核輸出管理リスト」は、ザンガー委員会（ZAC）の「トリガーリスト」と同様のものとなる。

また、同年10月に、中国はザンガー委員会に加入し、1998年6月1日には「原子力両用品及びその関連技術の輸出管理に関する条例」が国務院において可決された。

中国は兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約、FMCT）の交渉に前向きな姿勢をとってきた。1995年3月にジュネーブ軍縮会議において、兵器目的の核分裂性物質の生産禁止について検討する臨時委員会の設置が提唱された。しかし、軍用プルトニウムと高濃縮ウラン（HEU）の既存の備蓄や、核軍縮と宇宙における軍備管理との関係に関する意見の不一致により、交渉は最近まで行き詰ったままであった。1998年8月には核分裂性物質の生産を停止させる条約に関する交渉開始の決定がなされたが、ジュネーブ軍縮会議が条約交渉の任務を負う臨時委員会を再招集できなかったため、プロセスは頓挫している。

核実験禁止における重要な役割の履行

中国は核兵器の全面禁止と廃棄及び核のない世界という目標に向かって前進するプロセスの中で、核兵器爆発実験の全面禁止を主張している。

1996年7月29日、中国政府は核爆発実験の停止を宣言した。中国は包括的核実験禁止条約（CTBT）の交渉に積極的に参加し、交渉中は建設的精神と柔軟な姿勢を示した。1996年9月24日に中国政府はCTBT条約に調印した。この条

約は世界のいかなる場所のいかなる環境においても核兵器爆発実験またはその他の核爆発実験を行うことを一切禁止する、初の法的拘束力のある国際文書であり、核軍縮と核拡散防止のプロセスに寄与し、ひいては国際平和・安全保障を向上させるものである。

中国はCTBT条約の規制に従ってとられる検証措置を是認している。また同時に、中国の国内情勢に干渉し、中国の妥当な安全保障上の利益を害する目的でこれらの権利を濫用するいかなる国にも中国は対抗する。

中国は、核実験の禁止はそれ自体が目的ではなく、核兵器の全面禁止と廃棄という最終目標の達成に向けたステップの一つであるという立場をとっている。しかしながら、1999年10月13日、米上院はCTBTの批准に失敗した。このことは国際軍備管理のプロセスに多大なマイナスの影響を及ぼしており、新たな核拡散につながる可能性がある。この失敗が原因で、インド、パキスタンの両国はいまだにCTBTの調印を拒否している。他の諸国の中にも、米国の意向を懸念して条約批准プロセスを遅らせている国がある。ロシア連邦議会下院は2000年4月21日にCTBTを批准した。

非核兵器地帯の設置に対する強力な支援

中国は、非核兵器地帯の設置は核軍縮の進展、核拡散防止、及び国際的・地域的な平和と安全保障の促進にきわめて重要だと考えているため、こうした地帯の設置を全般的に支持している²⁴。銭其琛外交部長は1995年4月18日のNPT運用検討会議において、「中国は自発的協議を通じ、関連諸国及び諸地域による非核兵器地帯または非大量破壊兵器地帯設置の取り組みを支援する」と述べている²⁵。

²⁴ “Speech by Head of the Chinese Delegation to the International Conference ‘Central Asia: Nuclear Weapon-Free Zone,’” Tashkent, Uzbekistan, September 15, 1997.

²⁵ “Statement by H. E. Qian Qichen, Vice Premier and Foreign Minister and Head of Delegation of the People’s Republic of China at the 1995 Review and Extension Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” April 18, 1995. Available at <http://www.nti.org/db/China/engdocs/qian0495.htm>.

1997年9月15日、中国は非核兵器地帯の設置に関する7つの原則を提示した。この中には次の4つの重要な原則が含まれている。1) 非核兵器地帯の設置は、国連憲章の趣旨と確立された国際法の原則に従うべきである。2) 非核兵器地帯は、地域の現実に沿い、平等と関連各国間の自発的協議に基づいて設置されるべきである。3) 非核兵器地帯の地理的範囲は、大陸棚と排他的経済水域、並びに非核兵器地帯外の国家間で領土主権及び海洋権に関する論争がある領域を含むべきではない。4) 非核兵器地帯の位置づけは他の安全保障メカニズムの影響を受けるべきではなく、非核兵器地帯の関係国はいずれも、軍事同盟を含むいかなる理由によってもその義務の履行を拒否すべきではない。

中国は現在までに、非核兵器地帯に関する法的拘束力のある関連文書として、ラテンアメリカ及びカリブ海域核兵器禁止条約（トラテロルコ条約）追加議定書Ⅱ、南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）関連議定書、アフリカ非核兵器地帯条約（ペリンダバ条約）に調印し、批准している。1999年7月15日には、江沢民国家主席がモンゴル訪問中に、中国はモンゴルの非核兵器国という地位を尊重すると表明した。1999年7月27日には、唐家璇外交部長がASEAN地域フォーラム（ARF）において、中国政府は東南アジア非核兵器地帯条約の議定書調印に原則として同意すると述べた。

他の4つの核兵器国、具体的には米国、ロシア、英国及びフランスもトラテロルコ、ラロトンガ、ペリンダバの各条約の関連議定書に調印しており、各地域締約国に対し核兵器の使用または使用の威嚇を行わないことを誓約している。非核兵器地帯は、核兵器のない世界の奨励と支援に有用となり得る仕組みの一部である。非核兵器地帯の進展によって、我々は核兵器のない世界の最終的な実現にますます近づいてきた。現在のところ、人間が居住する地域における既存の非核兵器地帯としては、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、ペリンダバ条約、及びバンコク条約により設置された4つの地帯がある。その他に、南極条約は南極大陸の非武装化を定めている。南極、トラテロルコ、ラロトンガ、ペリンダバ、バンコクの各条約で設置された地域の面積を合わせると、地球の表面積の約45%を占める。また、ペリンダバ条約の発効により、事実上、

南半球全体と北半球の一部が非核兵器地帯となった²⁶。

以上のような進展は、非核兵器地帯に基づく地域的核不拡散のメカニズムが、グローバルな核不拡散メカニズムと等しく重要な、場合によっては後者よりも重要な役割を果たしてきたことを示している。例えば、非核兵器国と核兵器国は共に、グローバルな不拡散メカニズムより非核兵器地帯において多くの責任を担っている。既存の4つの非核兵器地帯にはすべて、地域的なメカニズムと手続きを伴う独自の補足的保障措置があり、したがって非核兵器地帯の検証制度の範囲はIAEA保障措置の全面適用よりも広い。核兵器国は地域締約国に対し、これらの諸国に核兵器の使用または使用の威嚇を行わないとの誓約を含めた消極的安全保障を提供している。さらに、核敷居国や事実上の核兵器国が非核兵器国の地位に戻るかどうかは、主として地域の安全保障情勢の緩和に依存することになる。各国の地位が逆進しないようにするため、非核兵器地帯とIAEAが相互に補完し合うことも必要である。

宇宙における軍備管理を進める取り組み

- 国際的な核不拡散・軍備管理メカニズムへの参加プロセスの継続 近年、中国はNPT、CTBTの調印、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）のガイドライン及びパラメータの遵守誓約など、一連の核不拡散体制に参加してきた。中国政府はこれらの国際的誓約に従い、核技術と核物質、並びにミサイル関連の物品と材料の輸出を管理する一連の措置をとってきている。同時に、大量破壊兵器の不拡散に関する他国との協力も行ってきた。また、核兵器を保有した日から、中国は世界のすべての核兵器の包括的禁止と廃棄という最終的な目標の実現を目指す意思を表明している。このことは、中国が将来の国際的な核軍縮プロセスに参加する根拠となってきた。中国は国際社会への統合が深まるにつれて、国際的な核不拡散・軍備

²⁶ Amitav Acharya and Sola Ogunbanwo, "The nuclear weapon-free-zones in South-East Asia and Africa," *SIPRI Yearbook 1998: Armaments, Disarmament and International Security* (New York: Oxford University Press and Stockholm International Peace Research Institute, 1998), Appendix 10B, p. 454.

管理メカニズムにおいて責任ある役割を果たそうとする意欲を高めている。

- **核兵器のない世界の確立に向けた取り組みの積極的推進** 核軍縮の最終目標は、すべての核兵器の全廃であるべきである。この目標を達成するため、中国は望ましいグローバルな政治的環境の醸成に一層重きを置くであろう。その理由は、各国間の関係を改善し、既存及び潜在的な紛争を解決し、地域情勢をさらに緩和させることによってしか、核兵器国が核兵器をさらに削減もしくは廃絶することも、核敷居国が核の選択肢を断念することもできないからである。米国とロシアが配備済み核弾頭を各々1000発まで削減すれば、フランス、英国、中国も両国と共に国際核軍縮体制に加わることができる。NPTによる核兵器国は、厳格な検証の下で核兵器保有量を各々弾頭200発のレベルまで削減すべきである。事実上の核保有国であるインド、パキスタン、イスラエルは、核兵器の開発と製造を停止し、厳格な国際的検証の下で兵器級核物質を保管すべきである。国際的条件が熟した際には、認められた核兵器国も事実上の核兵器国も共に、保有するすべての核兵器を解体すべきである。その後、核兵器を非合法とし、世界中での核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移送、使用及び使用の威嚇を禁止する核兵器条約に、すべての国が調印すべきである。それと同時に、国連の主導により、核兵器のない世界のためのグローバルな検証メカニズムが確立されるべきである。
- **核透明性の拡大** 中国の伝統的な軍事思想には、透明性に関するものは一つなかった。しかし、冷戦終結以降、中国は透明性の概念を徐々に受け入れてきた。とりわけ他国との関係や自国を取り巻く国際安全保障情勢に自信を強めている際には、中国は軍縮問題や透明性の問題により積極的かつ前向きな態度をとることができる。例えば、中国は軍備管理と国防政策に関する白書を刊行してきた。国防白書は今後とも刊行される予定であり、中国の核軍備管理・軍縮政策について言及されることになっている。
- **NPT体制の維持** NPTは国際的な核不拡散体制の基盤であるとともに、核軍縮プロセス進展の前提条件でもある。NPTは全面的かつ誠実に遵守

されなければならない。そうでなければ、核軍縮と不拡散に向けた国際的な取り組みが深刻な害を被ることになる。この条約が真に普遍的なものになるよう、NPT未加盟の諸国は可能な限り早期に加盟すべきである。中国はNPTを全面的に遵守し、核不拡散体制を維持するための努力をしよう。

- **CTBTの発効** 国際社会は引き続き、最善を尽くして核拡散防止に取り組むべきである。そのためには、米国上院が早期にCTBTを批准することが必要である。それと同時に、インドとパキスタンはこの条約に調印すべきであり、また他の諸国もこれを批准すべきである。中華人民共和国人民代表大会の常務委員会は、CTBT批准の問題を検討している。米上院がCTBTを批准すれば、中国もほどなく批准するであろう。
- **宇宙における軍備競争の防止** 国際社会は、軍備競争の宇宙への拡大を防止するために多大な努力をすべきである。ジュネーブ軍縮会議はこの問題について議論し、宇宙における兵器配備の防止に関する条約の締結に向けて努力すべきである。中国は引き続きこの問題を重視していくであろう。
- **カットオフ条約の交渉と締結** この条約は、核兵器に使用するための核分裂性物質の生産を禁止するものであり、核軍縮と核拡散防止の双方に有益である。中国は条約締結の目標を支持するであろう。

中国の現在の核政策に影響する要因

中国の核政策はその防衛政策と軍事戦略に依存しており、これらは中国の国家発展戦略によって決定される。中国の現在の核政策に影響しているその他の要因には、外交目標、国際情勢への評価、他の超大国との関係、超大国の核態勢、ミサイル防衛、中国の安全保障観、台湾問題などがある。

- **中国の国家発展戦略** 1980年代初頭から、中国は国民の生活水準と教育水準を向上させるため、国内の経済発展に努力を傾注してきた。今後も長期にわたって中国はこの方向に進み続けるであろう。中国の国家発展戦

略の長期的目標は、この国を2050年までに強大かつ民主的で文明化された中堅先進国にすることである²⁷。この目標を達成するため、中国は引き続き改革開放政策を推進すると思われ、長期にわたる平和的な国際情勢、とくに周辺情勢の安定が必要になる。すなわち、中国は自国の重大な利益が脅かされる場合を除いては、現在の国際的な経済・政治メカニズムを大きく揺るがしかねない事態を望まないということである。仮に、計画通りにこの目標が達成されたとしても、中国は人口が非常に多く、経済発展のバランスがきわめて偏っているため、やはり国内問題に注意を集中し続けるであろう。同時に、中国は繁栄するほど他国に協力的になると思われる。そのような状況下では、中国は外部世界からの影響を受けやすくなるからである。

- **中国の防衛政策と軍事戦略** 中国の防衛政策は、事実上純粋に防御的である。中国が保有する少数の核兵器は、防御目的のみに限られる。中国は先行不使用の方針の宣言、非核兵器国及び非核兵器地帯に対する核兵器不使用の誓約を含め、他の核兵器国がいまだ負っていない責任を独自に誓約してきた。また中国は、自国領土外には軍事プレゼンスを一切保持していない。中国の軍事戦略は「積極防御」であり、これは、中国の軍隊は防御的態勢をとり、挑発的行動は一切行わないが、万一戦争を仕掛けられた場合は確実に報復することを意味する。中国は兵力を1980年代に100万人削減したのに続き、1996年から2000年にかけて50万人削減した。中国の軍事費支出は、10年以上にわたって、GDPの約1.1～1.8%という非常に低い水準を維持してきた。さらに中国は、超大国になるつもりはないと宣言している。したがって、中国が他国に軍事的脅威を与えることはないであろう。
- **中国の外交目標** 中国は1980年代中盤以来、独立自主の平和外交を推進

²⁷ 「江沢民在中国共産党第十五次全国代表大会上の報告」1997年9月12日、<<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64168/64568/65445/4526285.html>>。

している。中国の外交政策の目標は、中国の長期的な経済・社会発展に有益となる平和な国際情勢のために努力することである。したがって、中国の現在の外交政策には、平和と独立自主という2つの際立った特徴がある。平和とは、中国は軍事的な優位性を得るためではなく、国際的及び地域的な平和と安定に有益かどうかという視点から外交政策を立案することを意味する。独立自主とは、中国は自国の利益と、世界のすべての国の国民の共通の利益に従って外交政策を立案するということである。すなわち、米国を含む世界のすべての国との「平和共存五原則」に基づく友好的協力の醸成を継続することが、中国の独立自主の平和外交の核心である。

- **中国による国際情勢の評価** 中国は、国際情勢には2つの主題と2つの重要な傾向があると考えている。2つの主題とは、平和と発展である。1980年代以降、とくに冷戦終結後は、テロ、地域紛争地域、大量破壊兵器の拡散などの不安定要素は存在するものの、平和と発展が世界情勢の2つの主題となってきた。平和と発展の傾向は今後も世界の主流であり続けると考えられ、核軍備管理と軍縮に有益となろう。

国際情勢における2つの重要な傾向の一つは、多極化である。米国が一極的な世界の実現を望んでいることから、多極化のプロセスは紆余曲折を経てきたが、多極化は進展し続けると予想され、これは全体として世界平和にとって有益であろう。米国、ロシア、欧州連合、日本、中国、インド、ASEANなど複数の権力中枢ができると思われる。中進国や多くの第三世界諸国は、国際政治において果たす役割が大きくなるにつれ、核兵器のない世界を求める圧力をさらに増していくであろう。

いま一つの傾向は、国家間の経済的相互依存である。近年、経済のグローバル化と地域的な経済統合が主流となってきた。その結果の一つとして、国家間の経済的相互依存が、とりわけ大国間において大きな進展を見せている。このような状況下で、平和的手段での紛争解決に前向きな国が増えており、大国は相互の対立を望まなくなっている。これによって、

将来核兵器が使用される可能性が減じるであろう。

- **中米関係** 中国と米国は現在もなお、安全保障分野でも経済分野でも多くの共通の利益を有している。9・11同時多発テロ事件によって米中の安全保障協力の基盤が拡大し、戦略的協力の新たな基盤が再び築かれた。以来、米中関係はいくつかの重要な展開を見せており、なかでも安全保障と戦略に関する協力を発展させてきた。しかし、両国関係には依然としてマイナス要因がある。両国が相互協力を一層重視し、両国関係におけるマイナス要因に適切に対処することができれば、引き続き安全保障協力と軍事的関係を改善でき、両国の利益となるだけでなく、アジア太平洋地域ひいては世界全体にも利益をもたらすであろう。米国にはいまだに「中国脅威」論を訴える声があり、両国は多くの問題について異なる見解をもっているが、オバマ政権の誕生後、米中関係は比較的安定している。
- **他の大国の核態勢** 2002年5月24日、米国のジョージ・W・ブッシュ大統領とロシアのウラジーミル・プーチン大統領が戦略攻撃能力削減条約（モスクワ条約）に調印し、両国は2012年12月31日までに、実戦配備された戦略核弾頭を各々1700～2000基まで削減することを誓約した²⁸。両国がその義務を履行することができれば、国際的な核軍縮にとって有益であろう。しかし、米国が削減する配備済み戦略核弾頭は廃棄されず、米国内のどこかに保管されることになっている。つまり、米国が必要と考えれば、すぐに再配備されるということである。

また、2001年12月31日、米国国防省は核態勢見直し報告を米連邦議会に提出した。この報告書は、1) 攻撃的打撃システム（核及び非核）、2) 防御（積極的及び消極的）、3) 出現する脅威に対応する新たな能力を適時に提供する再生

²⁸ “Text of Arms Control Treaty Signed in Moscow,” *Washington Post*, May 25, 2005.

された防衛インフラからなる新たな三本柱を確立するものである²⁹。国防省はこの報告書の中で、「核兵器は非核攻撃に持ちこたえる能力のある標的（地中深くにある掩蔽壕、生物兵器施設など）に対して使用されうる」としている³⁰。このことは米国が核兵器を使用する可能性を大きく増大させ、非核兵器国による核兵器開発に拍車をかけることになる。カーネギー不拡散プロジェクトディレクターのジョセフ・シリncioーネは米上院外交委員会における証言の中で、この報告書には大きな欠陥があると批判し、「提案された諸政策は米国または他国による核兵器使用の可能性を高めかねない」と述べた³¹。さらに、国防省はこの報告書で、「中国では戦略目標が発展中であるのに加え、核戦力及び非核戦力の近代化が進行中であることから、同国は即時的または潜在的な非常事態に関与しうる国である」としている³²。これは、国防省が中国を核兵器の標的の一つと考えていることを意味している。

ロシアは経済的困難にもかかわらず、核超大国としての立場を維持する姿勢を変えず、戦略ミサイル開発を優先する計画を円滑に推進してきた。ロシアはトーポリ M (SS-27) と呼ばれる新型戦略ミサイルを多数配備しており、旧式のタイフーン級戦略潜水艦に代わる新型の戦略潜水艦の建造に向けた歩みを速めている。2つの核超大国による核兵器の研究開発によって、将来の武力紛争における核兵器使用の危険が増しており、このことが、核敷居国が国際的な核不拡散体制に加わろうとしない主な理由の一つになっている。

新しい安全保障観

冷戦終結以来、中国は新しい安全保障観を採用してきた。1996年には、時代

²⁹ The US Department of Defense's report to the US Congress, "Nuclear Posture Review," December 31, 2001, <<http://www.globalsecurity.org/wmd/library/policy/dod/npr.htm>>.

³⁰ 同上。

³¹ Joseph Cirincione, "'A Deeply Flawed Review,' in a testimony before the US Senate Foreign Relations Committee," May 16, 2002, <<http://www.ceip.org/files/nonprolif/templates/publications.asp>>.

³² The US Department of Defense's report to the US Congress, "Nuclear Posture Review," December 31, 2002.

の新たな趨勢とアジア太平洋地域の特性に沿い、対話を通じた信頼醸成と協力を通じた安全保障の向上を重視した新しい種類の安全保障観を共同で醸成するという提案を示した。以後、中国は新しい安全保障観の核心は相互信頼、互恵、平等、協力であるべきと言明している³³。また、新しい安全保障観は国際的な軍備管理・軍縮に関する論争解決のガイドラインであるべきともしている³⁴。

中国が採用してきた新しい安全保障観には次の考え方が含まれる。1) 「相互安全保障」の概念。冷戦期間中は、ゼロサムゲームの概念が国際政治において最も重要な役割を果たしていた。しかし冷戦終結後は状況が変化するため、各国は相互安全保障の概念を受け入れるべきである。我々は、他国の不安定の上に自国の安全保障を築こうとするいかなる国にも反対すべきである。この概念に従い、核大国、とくに2つの核超大国は、核軍縮のプロセスを加速させるべきである。2) 協力の概念。現在すべての国は、環境問題、温室効果、麻薬取引、テロ、大量破壊兵器の拡散など、多くの非伝統的安全保障脅威や国境を跨ぐ問題に直面している。各国はこうした課題に対処すべく共通の努力をし、協力すべきある。核兵器はいまだにダモクレスの剣のように人類の頭上にぶら下がり、人類の生存の脅威であり続けていることから、とくに核軍縮への関心を高めるべきである。3) 軍事的安全保障から包括的安全保障に重点を移すべきである。冷戦終結後は、地理的・政治的な軍事安全保障とイデオロギー的要因が依然として考え方の中心を占めている政治家も一部にいるものの、国際関係においては経済的要因の役割が目立つようになりつつある。したがって、すべての国は国家間の意見の相違や論争について平和的手段による解決を模索すべきである。

ミサイル防衛

中国がミサイル防衛システム（MD）の問題を非常に懸念している理由は、

³³ 「中国向東盟論壇提交新安全観立場文件」『人民日報』2002年8月2日。

³⁴ 「我代表闡述國際軍控和裁軍我立場」『人民日報』2002年2月8日。

米国が台湾にMDを提供した場合、米国は3度の米中共同声明での誓約に違反し、中国の主権を侵すことになるだけでなく、台湾の独立派に、独立を宣言してもMDで本土からの攻撃を防御できると期待させ、独立に向けた動きに拍車をかけることになるからである。そうなればきわめて危険な事態になるであろう。また、米国が台湾にMDを引き渡せば、アジア太平洋地域における軍縮・不拡散プロセスを阻害することになり、中国がMTCRへの正式参加を前向きに検討することはきわめて難しくなる。現在の米国はダブル・スタンダードを用いており、一方では大量破壊兵器やミサイルを拡散させているとして一部の国に制裁を科し、他方では一部の地域に多数の高度な兵器を提供している。さらに、MDシステムにはMTCRに違反する技術が使われている。台湾海峡の安定を維持し、平和的手段による本土との再統一を最終的に実現することができれば、台湾の人々にとっても、米国を含むアジア太平洋地域のすべての国の国民にとっても利益になるであろう。

台湾問題

中国大陸と台湾はどちらも中国に属する。台湾問題は中国の内政問題であり、中国の核心的利益となるものであって、これに関して中国は平和的な再統一を望んでいる。しかし中国は、台湾の独立と外国による台湾への介入を阻止する最後の手段としての武力行使を放棄することを誓約することはできない。したがって、武力は台湾問題が平和的に解決される可能性を保証するものでもある。

台湾との経済的及び人的交流は着実に発展している。長期的に見れば、本土と台湾は両者間の経済と社会の統合を経て、時間はかかるであろうが最終的に再統一されるであろう。

核ゼロの世界の確立に対する中国の支持

中国は、核兵器のない、より安全で調和した万人のための世界の構築に向けて多大な努力をするであろう。したがって中国は、平和で安定した国際情勢の

醸成、平和的手段による国際紛争の解決、すべての国にとっての安全感の向上を図る。また、開発の促進、貧困の根絶、紛争と不安定の根本原因の排除にも努める。このような世界を実現するため、中国は、グローバルな戦略的均衡を維持し、核軍縮を活発に進めるべきと考えている。すべての核兵器国はNPT第6条に定める義務を誠実に履行し、核兵器の永続的な保有を模索しないことを公に誓約すべきである。主要な核兵器保有国は、引き続き核兵器の思い切った大幅削減を先頭に立つて行うべきである。CTBTを早期に発効させ、カットオフ条約の交渉を可能な限り早期に開始するべきである。条件が熟せば、他の核兵器国も核軍縮に関する多国間交渉に加わるべきである。全面的かつ徹底的な核軍縮という最終的な目標を達成するため、国際社会は適切な時期に、核兵器の全面禁止に関する条約の締結を含む段階的な諸措置からなる実行可能な長期計画を立案すべきである³⁵。

中国はまた、すべての核兵器国は核兵器の先行使用に基づく核抑止政策を放棄し、核兵器の脅威の低減に向けた信頼できる措置をとるべきとの立場をとる。すべての核兵器国は、非核兵器国及び非核兵器地帯に対する核兵器の使用または核兵器による威嚇を一切行わないことを明白に誓約し、この点に関する法的拘束力のある国際文書を締結すべきである。それと同時に、核兵器国は相互に対する核兵器先行不使用に関する条約の交渉と締結を行うべきである。

国際的な核不拡散体制の強化と核兵器の拡散防止のため、中国は、すべての国がNPTに加盟し、その権威を維持し有効性を高めるための真剣な努力がなされるべきと言明している。保障措置に関するIAEAの機能を強化すべきである。すべての国は、不拡散義務を厳格に遵守し、ダブル・スタンダードを慎み、拡散防止のための輸出統制を強化・改善すべきである。中国はまた、すべての国は核セキュリティを向上させ、核リスクを低減するための強力な措置をとるべきと考えている。各国は核セキュリティの基準となるすべての国際的な法的手段を厳格に遵守した行動をとり、自国の核施設と核物質の安全確保に

³⁵ 胡錦濤「共同締造普遍安全の世界」『人民日報』2009年9月25日。

向けた信頼できる措置をとり、効果的な手段で核物質の転用を防止すべきである。国際社会は協力を強め、協同的な取り組みを通じて核テロリズムに対抗すべきである。中国は引き続き、国際的な核不拡散体制の維持に建設的な役割を果たすであろう。

結論

中国は国際的な経済・政治のメカニズムへの統合に伴い、引き続き国際的な核軍備管理・不拡散において大国としての責任ある役割を担っていくであろう。2002年6月に米国が弾道弾迎撃ミサイル（ABM）制限条約を脱退したため、諸大国は相互間の戦略的安定に関し、以前のものに代わる新たな枠組みを確立する必要がある。また同時に、9・11同時多発テロ事件後の米国は、核拡散問題をテロ問題と密接に結びつけてきた。こうした状況下において、国際社会は核軍備管理、核不拡散、非伝統的脅威に対抗するための戦略的協力を基盤として、大国間の戦略的安定に関する新たな枠組みの確立に向けて協力すべきである。加えて、中国と米国は台湾海峡兩岸の安定の維持に共通の利益を有することから、台湾による独立の宣言を阻止するためにも協力すべきである。米中両国が台湾の独立宣言阻止に協力するとともに、大国間の戦略的安定に向けた新たな枠組みが確立されれば、中国は将来、核軍備管理と不拡散においてさらに前向きかつ積極的な役割を果たすこととなるだろう。